

宇部市オンライン電子納品ガイドライン

令和8年2月

宇部市

1 目的

宇部市オンライン電子納品ガイドラインは、宇部市役所が所管する全ての工事・業務において、業務の効率化、省資源、省スペース化を図ることを目的とし、対象範囲、適用基準類、受注者及び発注者が留意すべき事項等を示したものである。

2 オンライン電子納品の対象工事・業務

宇部市役所が所管する全ての工事・業務の内、受注者から申し出があったものを対象とする。ただし、成果品について将来の利活用が見込めない工事・業務や、受発注者協議によりオンライン電子納品を行うことが適当でない工事・業務については対象外とする。なお、電子と紙での二重納品は行わないものとする。

3 利用システム

オンライン電子納品は、以下のシステム（以下、「オンライン電子納品システム」）により実施する。

システム名：My City Construction

URL：<https://mycityconstruction.jp/>

4 積算の取扱い

土木工事及び土木工事に係る設計等業務については、「電子成果品作成費」又は「技術管理費の電子納品等に要する費用」に含まれるものとし、営繕系工事及び営繕系工事に係る業務は、「共通費」又は「諸経費」に含まれるものとする。

5 準用する要領・基準等

オンライン電子納品の運用に当たっては、山口県及び国土交通省・農林水産省が策定している要領・基準・ガイドライン・手引きの最新版を準用することとし、適用する優先順位は、本ガイドライン、山口県、国土交通省・農林水産省の順とする。

また、適用する要領・基準・ガイドラインに記載のない事項については、受発注者間の協議により決定することとする。

6 実施手順

オンライン電子納品は、以下の手順により実施する。

（1）事前協議

受注者はオンライン電子納品を実施する場合については電子納品協議書に必要事

項を記載し提出すること。

(2) ユーザ登録

受注者は、過去にオンライン電子納品システムの利用実績がない場合、オンライン電子納品システムのユーザ登録を行う。利用実績がある場合には、作成済みのアカウントを利用する。

(3) 成果品登録

受注者は、電子納品チェックシステムを用いてチェックを行った上で、電子成果品の登録作業を行う。

(4) 検査準備

検査準備は、検査時にインターネット接続が必要となることを考慮した上で、受発注者のどちらが行うか打合せをする。

(5) 登録内容確認及び承認

発注者は登録された成果品を確認し、登録された成果品に不備がある場合には、発注者は差戻しを行い、受注者は成果品を修正し、再度登録を行う。発注者は、検査後に登録された成果品を承認する。

7 データの取扱い

オンライン電子納品の電子成果品については、原則「非公開」の設定を基本とする。ただし、成果品に、3次元点群データ（LAS形式等）又は3次元設計データ（XML形式）が含まれる場合（営繕系工事及び営繕系工事に係る業務を除く）は、そのデータのみ原則「公開」すること。

8 工事完成検査

工事検査における成果品の確認は、電子データを閲覧して行うものとする。

9 その他

オンライン電子納品に当たって、適用する手引き・要領・基準への適合が困難な場合など、疑義が生じた場合には受発注者間で協議の上、解決するものとする。

附則

このガイドラインは令和8年4月1日以降に入札公告または指名通知を行う工事・業務から適用するものとする。